

【漁業権番号】内共第3、4号

【関係漁業協同組合】海津市漁業協同組合

変 更 案	現 行	変更理由	施行予定 年月日																				
<p>第1条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2から4 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）<u>・たも網（口径40cm以下）</u>に限るものとする。</p> <p>第4条から第5条 略</p> <p>(釣り専用区)</p> <p>第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中は手釣<u>〃</u>、竿釣<u>〃</u>以外の漁法で<u>遊漁</u>をしてはならない。</p> <p>表 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 1157 875 1358"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚 種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th colspan="2">遊 漁 料</th> </tr> <tr> <th>日 釣</th> <th>年 釣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td>手釣・竿釣 <u>・たも網</u></td> <td><u>400円</u></td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。</p>	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日 釣	年 釣	全魚種	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	<u>400円</u>	6,000円	<p>第1条 略</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>2から4 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、リール釣をいう。）<u>〃</u>に限るものとする。</p> <p>第4条から第5条 略</p> <p>(釣り専用区)</p> <p>第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中は手釣<u>り</u>、竿釣<u>り</u>以外の漁法で<u>漁業</u>をしてはならない。</p> <p>表 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1032 1157 1760 1351"> <thead> <tr> <th rowspan="2">魚 種</th> <th rowspan="2">漁具・漁法</th> <th colspan="2">遊 漁 料</th> </tr> <tr> <th>日 釣</th> <th>年 釣</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全魚種</td> <td><u>〃</u></td> <td><u>300円</u></td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。</p>	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		日 釣	年 釣	全魚種	<u>〃</u>	<u>300円</u>	6,000円	<p>漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定</p> <p>文言修正</p> <p>漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定 物価上昇に伴い遊漁料の値上げを行うため</p>	<p>令和7年 8月1日</p>
魚 種			漁具・漁法	遊 漁 料																			
	日 釣	年 釣																					
全魚種	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	<u>400円</u>	6,000円																				
魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料																					
		日 釣	年 釣																				
全魚種	<u>〃</u>	<u>300円</u>	6,000円																				

区 分	遊 漁 料	
	日 釣	年 釣
小学生以下	無 料	無 料
中学生、心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)	<u>200円</u>	3,000円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板、ウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する遊漁証取扱所、_____オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第10条から第12条 略

区 分	遊 漁 料	
	日 釣	年 釣
小学生以下	無 料	無 料
中学生、心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)	<u>150円</u>	3,000円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第10条から第12条 略

物価上昇に伴い遊漁料の値上げを行うため

納付場所等の明確化のため

条ズレ修正
交付場所の
明確化のため